

## 弁 護 団 声 明

本日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が参議院において可決され、成立した。

全国7地裁への20名の提訴や、マスメディアによる熱心な報道、事実を知り被害回復を求めた世論の力により、国会が長年放置されてきた被害に向き合い、全国初の提訴から約1年3か月という短期間で法律が制定されたこと、および安倍晋三首相も「首相談話」を発表して被害に向き合ったことを評価し、歓迎したい。

しかし、成立した法律では、これまでも指摘してきたが不十分な点もある。

まず、法律前文では、旧優生保護法による被害者が「心身に多大な苦痛を受けてきた」と述べるのみで、旧優生保護法によって、多くの被害者が重大な人権侵害を受けた事実を認めず、また、人権侵害を行っていた国による謝罪が明記されていない。

日本国憲法が「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しているにもかかわらず、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」目的の優生保護法を制定し、憲法に反する人権侵害行為を行ってきた「国」が、自らの行為に正面から向き合い、被害者に謝罪することなくしては、真の被害回復はあり得ない。

また、スウェーデンに参考としたとする一時金も、スウェーデンと我が国の福祉政策の違いを考慮しておらず、被害の実態に見合わない低額なものと考えられる。そして、配偶者や遺族を対象者に含めず、被害者の通知を定めなかったことも不十分である。

この点、多くの障害者を含めた被害者の「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing About Us Without Us)の声を無視することなく、参考人として被害者の意見を聴くことは、国が被害と向き合う大事な機会でもあった。にもかかわらず、国会は、被害者らの声を直接聴くことなく法律を制定した。高齢の被害者のために一刻も早く一時金の支給をすべきという点は理解できるものの、正面から被害に向きあったかについて疑問を呈さざるを得ない。

また、法律は、このような事態を二度と繰り返すことのないよう「調査その他の措置を講じる」(21条)とするが、優生思想を乗り越え、「全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」(同条)のためには、国から独立した十分な検証が行われることが必要であることも、重ねて指摘する。

当弁護団は、本法律の成立を、被害回復に向けての第一歩として歓迎するが、本年5月28日の仙台地裁判決によっては、国会、内閣は、真の被害回復のため、さらに、被害に向き合うことが必要となろう。

最後に、憲法違反の旧優生保護法が、約50年もの長期間存在し、1996年に母体保護法に改正されてからも23年も被害が放置されていたことに関しては、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする我々弁護団も、重く受け止めている。引き続き、当弁護団は、優生手術被害者の被害回復に向け、全力で活動することを表明する。

2019年4月24日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二  
同 西 村 武 彦